新型コロナウイルス感染症により売上等に影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援します。

※　令和４年１月１日時点の情報で本資料を作成しております。

1. 久留米市中小企業融資の融資条件等のご案内

資金名	緊急経営支援資金（一般枠）	
要　　件	セーフティネット保証４号もしくは５号の認定を受けている中小企業	
資　金　使　途	運転資金	
利　　率	１．２６％　（通常利率１．４６％）	
限　度　額	１，０００万円	
貸　付　期　間	７年以内（据置１年以内）	
保　証　料　率	４号：０．５７％	５号：０．４７％
利　子　補　給	市が最初の１年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給 ※申請時期は、融資実行日から１年経過後です。	
保　証　料　補　給	３５０万円までの借入は、市が保証料を全額補給します。	
取扱金融機関	福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、佐賀共栄銀行、商工中金、筑後信用金庫、大川信用金庫、福岡県信用組合　の市内各支店	

【共通要件】：市税を完納している市内中小企業者で、信用保証協会の保証対象業種であること。

※　上記資金以外にもセーフティネット保証４号及び５号の認定により、通常より有利な条件でご利用できる資金メニューや、福岡県の優遇メニュー、日本政策金融公庫、商工中金の優遇メニューがございますので、お尋ねください。

※　既存借入からの借換えについては、チラシ末の問い合わせ先にご相談ください。

2. その他の新型コロナウイルス感染症に関する融資メニュー

・久留米市制度融資「緊急経営支援資金（新型コロナウイルス感染症特別枠）」

別途チラシを用意しておりますので、お尋ねください。

3. 既存借入の返済条件緩和措置について

市制度融資を利用されており、資金繰りに支障が生じている中小企業者を対象に、返済条件を緩和しています。（新事業展開支援資金及び都心部・地域商業賑わい創出支援資金は除きます）

① 最長返済期間延長　最長２年（短期安定資金は最長１年間）

② 元金返済猶予　　最長２年（短期安定資金は最長１年間）

両方を組み合わることも可能です。

なお、希望される場合は、資金を利用している金融機関にてお申込み下さい。金融機関等の審査の上、決定されます。

＜お問合せ先＞〒830-8520 久留米市城南町１５番地３
久留米市商工観光労働部商工政策課
Tel：0942-30-9133　Fax：0942-30-9707
メール：syoko@city.kurume.fukuoka.jp